



10. 税の軽減

所得税・市県民税の所得控除

軽減の対象になる年度は、おおむね、手帳の交付など障がいの認定日と課税の基準日等によって決まります。

(1) 所得税・市県民税の所得控除

■ 対象者・軽減の内容 など

① 障害者控除

本人または扶養親族に障がいがある場合、手帳の等級に応じて、総所得金額等から障害者控除を差し引くことができます。

区分	該当等級	控除額（1人あたり）	
		所得税	市県民税
障害者	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B・C 精神障害者保健福祉手帳2・3級	27万円	26万円
特別障害者	身体障害者手帳1・2級 療育手帳④・A 精神障害者保健福祉手帳1級	40万円	30万円
	扶養親族が特別障害者で、かつ、同居している場合	75万円	53万円

② 小規模企業共済等掛金控除

一定の要件に該当する心身障害者扶養共済制度に加入し、その掛金を支払った場合には、その支払った金額を総所得金額等から差し引くことができます。

なお、「心身障害者扶養共済掛金」は小規模企業共済等掛金控除の対象となります。

③ 医療費控除

人工肛門または尿路変更のストマを持つ方が、ストマケアに係る治療を受けている場合、ストマ用装具の購入費用のうち自己負担分が医療費控除の対象になります。

■ 問合せ先

潮来税務署（所得税）

tel 0299-66-6931（代表）

課税課市民税グループ（市県民税）

tel 0299-90-1134（直通） fax 0299-90-1256

勤務先の給与担当者（①と②のみ）

(2) 市県民税の非課税

本人が障がい者の場合、前年の合計所得金額が135万円までは市県民税が非課税になります。

※ 市県民税の申告時に、障害者控除の申告が必要です。

■ 問合せ先 課税課市民税グループ tel 0299-90-1134（直通） fax 0299-90-1256

(3) 相続税の障害者控除

相続人が85歳未満で障がい者の場合、相続税額から障害者控除を差し引くことができます。

■ 対象者・減免の内容 など

障害者の方：85歳に達するまでの年数×10万円

特別障害者の方：85歳に達するまでの年数×20万円